

4. 商品取り扱いの考え方

4-1. コープらしさ

(1) 「商品のコープらしさ」の考え方

商品の取り扱いにあたっては、より多くの組合員のくらしの願いを具体的に実現することが大切です。

- ① 職員は商品への組合員の声に学び誠実に仕事をします。組合員から直接寄せられた声や売場からわかることはもちろん、市場や未利用組合員の動向を含めてくらしの実態や要望をよくつかんで商品供給、売場づくりをすすめます。
- ② 組合員の商品選択に役立つ情報提供をすすめるとともに、安全に関わるリスクコミュニケーションや品質管理の取り組みを更にすすめます。
- ③ 日本生協連や全国の生協とともに、商品利用を通じた被災地応援やCSR活動など社会に貢献する役割を発揮します。

4-2. 品質と価格

(1) コープで提供する商品の価格について

価格は「他店との競争で決まる」とともに、「組合員が認めた価値の対価」でもあり、コープは「組合員のふだんのくらしを守る」価格をめざします。

なお、コープ商品の利用・普及にあたっては「良さ・安さ・らしさ」の優位性の総合的な取り組みを重視します。コープ商品は組合員のくらしを守り、期待に応えるとともに、事業の発展に必要な利益を確保するためにも重要です。

(2) コープが提供する商品について重視すること

① 安全性の確保

使用場面において、商品自体の安全性が確保されていることであり、提供する商品すべてにおいて、留意される基本的な要件です。

② 品質の確かさ

商品の「使用する人、使用目的に対して十分な品質機能を実現すること」です。

③ 価格の安さ

上記の品質に見合った「適切な価格・安さ」を追求します。

(使う人の立場にあわせた適量規格は、必要な分だけ利用できる「安さ」であり、ムダを減らして「環境への配慮」をした商品でもあります。)

(3) コープの商品の価格を下げる主な取り組みについて

- ① 量による取り組み：共同開発や共同調達を推進し、利用結集を高め、1品あたりの仕入量を増やします。
- ② 質による取り組み：商品の開発や、規格、包材などを見直します。
- ③ 仕組みによる取り組み：生産・物流・在庫・発注方法などを見直します。
- ④ 計画化による取り組み：52週の計画的な販売計画をすすめます。
- ⑤ 取引形態による取り組み：直輸入や複数の取引先との比較購買をすすめます。

4-3. 安全・安心の確保

(1) 安全・安心の考え方

「安全」は科学的な評価によってもたらされるものであり、「安心」は個人の気持ちの問題であるといえます。

- ① 「安全」は科学的証拠の評価結果をもとに健康影響などのリスクが除かれる、または許容範囲に留められている状態をいい、専門家による試験や調査などで得られた「科学的証拠」に基づいて確保されます。コープは、化学物質を科学的に評価し、適切な管理のもとで使用することが商品の安全性を確保する上で、有効であると考えます。
- ② 「安心」は、消費者・組合員など受け取る側の気持ちの問題であって、食品への心配とか不安が取り除かれている状態をいいます。対応の仕方や正直・誠実・公開の姿勢、適切な情報など社会とのつながりなどを通じ「安全」への信頼を組合員がコープに感じることで「安心」につながります。

(2) 安全・安心とコープの取り組み

1999年から2001年に全国の生協と組合員が取り組んだ食品衛生法改正運動によって、2003年に食品安全基本法が制定され、リスクアナリシス（「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3要素で構成される食の安全の仕組み）に基づいた食品安全行政で、食品に使用される化学物質のリスク評価およびリスク管理の内容とプロセスに関する情報が公開されるようになりました。

コープが取り扱う商品の安全性確保にあたっては、公的基準および業界基準を満たすことはもちろんですが、日本生協連のリスク評価、リスク管理政策を基にして、総合的なリスク低減に必要な管理基準やガイドラインの設定・運用で安全性を確保します。また、組合員に安心を感じていただけるコミュニケーションに取り組みます。

- リスク評価：全てのものにリスクがあることを前提に、内閣府食品安全委員会、日本生協連などの最新の科学的な評価に基づきリスクを判断します。
- リスク管理：より安全な商品を生産するため、品質基準や取り扱い方法を定めて運用しリスクと有用性の両面から適切なリスク管理を行います。
- リスクコミュニケーション：利害関係者がそれぞれの立場で話し合い相互理解を促進するリスクコミュニケーションを積極的に推進します。

CO・OP商品における化学物質のリスク管理政策（2012年 日本生協連）

- ① 食品の安全に関わって化学物質を評価する根拠は、科学的な「リスク評価」とします。
- ② 国のリスク評価・リスク管理をもとにしつつ、これらを良くしていくというスタンスで、リスク評価・リスク管理を行います。
- ③ 遺伝毒性発がん物質は、意図して食品に使用しない考え方を維持します。
- ④ 食品に不要な化学物質は使用しないという考え方は今後も変わりませんが、食品安全分野で化学物質のリスク管理について「総量規制」という表現は用いないこととします。

日本生協連が「総量規制」を提唱し始めたのは1978年、「総量規制」に基づく食品添加物運動を積極的に推進した時期は1980年代です。この時代は化学物質を食品に使用するにあたって安全性を確保する社会のしくみや規制が十分に整っていませんでした。個別の化学物質のリスク評価の情報も、加工食品にどのような食品添加物が使われているのかも、明らかにされていませんでした。

このように「総量規制」は個別の化学物質のリスク評価の情報などが公開されず、また化学物質の複合影響が心配されていた時代に「明らかに有害とされているものはもちろんのこと、安全性が確かめられていないもの、使う必要のないものはできるかぎり取り除くことを通じて、食品添加物の種類と量（使用量・摂取量）を減らしていこう」という考え方で取り組まれたものでした。

生協をはじめとする消費者団体などの取り組みによって、食品添加物など化学物質の使用に関する制度は少しずつ改善されてきました。1981年には生鮮食品への着色料使用が禁止され、1988年には使用した全ての食品添加物の表示が義務づけられ、1995年には天然添加物も指定制度に変更されました。

このように食品に使う化学物質のリスク評価とリスク管理、表示を通じた消費者への情報提供など、化学物質の使用に関わる社会的なしくみは、時代とともに改善されてきました。こうして、現在では「総量規制」という表現を用いて特段の対策をとる必要はなくなったと考え、言葉として使うことをやめることとしました。

(3) 基準・ガイドライン

① 残留放射能基準（参照：Ⅱ各論1）

食品中の放射性物質は全年齢対象に、健康への影響が見出されない国の基準が設定されています。基準値を超えたものは基本的に市場に流通しない仕組みになっていますが、コープでは計画的な調査等の必要な対応をとり、検査や報告についての適切な管理・運用基準を設定し、対応について広くお知らせします。

② 微生物基準（参照：Ⅱ各論2）

食品中の微生物については食品衛生法の成分規格基準や衛生規範など公的な基準がありますが、全ての食品や有害微生物に対応してはいません。コープでは、公的に基準化されていない部分について基準値や管理・運用基準を設定し、対応について広くお知らせします。

③ 残留農薬基準（参照：Ⅱ各論3）

2006年ポジティブリスト制度導入で全ての農薬が規制の対象となり、適正な使用や管理を行えば健康への影響が見出されない国の基準値が設定され、基準値を超えたものは基本的に市場に流通しない仕組みになっています。また農薬登録の有効期間は3年で定期的に必要な評価が行われています。コープでは計画的な調査や日常の管理の仕組み化などの必要な対応をとり、検査や報告についての適切な管理・運用基準を設定し、対応について広くお知らせします。

④ 食品添加物基準（参照：Ⅱ各論4）

国でリスク評価が行われ認可された食品添加物については、基本的な安全性は確保されていると考えられます。但し、食品安全基本法制定前に指定された指定添加物や既存添加物の中には安全性のデータや根拠が明らかでないものがあるため、日本生協連のリスク評価を基にコープで基準を設定し運用します。

⑤ コープの容器包装基準・ガイドライン（参照：Ⅱ各論5）

容器包装基準やごみの発生抑制やごみの処理を容易にする等環境負荷の低減のためのガイドラインを運用しています。

⑥ コープの表示基準（参照：Ⅱ各論6）

商品包材をはじめ、チラシやポップ、その他各種媒体に至るまで、法令順守の上で、組合員へ商品情報を適切に伝え、わかりやすく正確に理解できる表示をすすめます。

参考資料

2013.2.2 ユーコープ自主基準検討委員会検討報告書